

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の変更認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路の指定(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所再開発指導第一課)……………一
- 東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限……………三
- 東京海区におけるはご釣り漁業の制限……………四
- 低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定……………(環境局環境改善部大気保全課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………六
- 都市計画事業の事業計画の変更……………(下水道局)……………六

### 告示

●東京都告示第六十八号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第百八十三号東京都都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月二十五日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第三号線(渋谷入口)及び幹線街路放射第二十二号線
- 三 事業施行期間 平成二十七年二月十八日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

#### ●東京都告示第六十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月二十五日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 西新宿五丁目中央北地区市街地再開発組合

#### 二 事業施行期間

平成三十三年三月十八日から平成三十一年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目の各地内

#### 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿五丁目二番六号

#### 五 変更の内容

平成二十三年三月十八日  
 事務所の所在地を新宿区西新宿六丁目二十番十二号に変更する。

#### 六 定款の変更の認可の年月日

平成三十一年一月二十五日

#### ●東京都告示第七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日  
 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

#### 指定に係る道路の種類

指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第四号 平成三十年十二月二十 武蔵村山市中原一丁目一番 延長 五六八・五〇

の規定による 六日  
道路

一及び同番四から同番六までの各一部、同番七、同番八並びに同番九から同番十二までの各一部、同番十二地先並びに二番一、同番二及び同番四の各一部、同番五並びに同番六及び同番七の各一部、同番八、同番九、同番十の一部、同番十一、同番十二、同番十五、三十三番三十九の一部、同番三十、九地先、同番四十の一部、中原二丁目一番並びに二番一から同番六まで、同番八、同番十四、三番一及び同番二の各一部、同番三並びに同番四、同番五及び五十二番一から同番五までの各一部、中原三丁目一番一並びに同番二、同番五から同番七まで及び岸

幅員  
三〇・〇〇

●東京都告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」

一丁目十一番七の各一部、同番十九並びに同番二十から同番二十三まで及び十二番一の各一部、同番二、同番三から同番五までの各一部、同番十二並びに十五番四及び同番八の各一部、同番九並びに十六番一から同番三まで、二十二番一から同番四まで、三十三番一、同番二及び同番四から同番七までの各一部、同番七地先、五十六番一並びに同番二、同番四、同番五、六十六番一、同番二、同番六、同番七、西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添七百八十七番五、同番七及び七百八十八番五の各一部

という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十年十二月二十一日	羽村市川崎一丁目三百二番の各一部、同番地先並びに三百三番三及び三百四の各一部、同番四地先並びに同番五、同番六、三百四番二、三百五番、三百六番一、三百九番一、同番五、三百二十番一、同番二、三百一十一番一、同番四から同番六まで、同番八から同番十一まで、同番十四、同番十五、三百二十二番一、同番三番一、同番	延長 七・三・九 幅員 〇・三五 〇・〇〇
----------------------	--------------	--	-----------------------------------

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十年十二月二十一日	羽村市川崎一丁目三百二番の各一部、同番地先並びに三百三番三及び三百四の各一部、同番四地先並びに同番五、同番六、三百四番二、三百五番、三百六番一、三百九番一、同番五、三百二十番一、同番二、三百一十一番一、同番四から同番六まで、同番八から同番十一まで、同番十四、同番十五、三百二十二番一、同番三番一、同番	延長 七・三・九 幅員 〇・三五 〇・〇〇

●東京漁調指示第一号

告 示 (海区漁調)

六から同番八まで及び三百二十八番一から同番四までの各一部、同番七並びに同番八から同番十まで、三百二十九番二、三百三十七番一、川崎四丁目二百六十九番九から同番十四まで、二百七十番一、同番五、二百七十一番二、同番三、同番五、同番六、二百七十二番三、二百七十三番一、同番四、羽東一丁目三十一番二、同番四、四十番八から同番十一まで、百五十二番七、同番十一、同番十二、百六十番一、百六十一番一、同番四及び百六十七番の各一部並びに同番地先

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業について、次のとおり制限する。

平成三十一年一月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(定義)

一 この指示において「浮魚礁」とは、東京都八丈町が八丈島近海漁場に設置した次に掲げる浮魚礁をいう。

(一) 八丈小島の南西約九千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度三分十八・五四秒(測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第三項に規定する世界測地系による。以下同じ。)、東経百三十九度三十八分三・〇六秒の位置)に設置した第一浮魚礁

(二) 八丈島の南南東約一万六千四百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十二度五十五分八・一〇秒、東経百三十九度五十五分十八・三〇秒の位置)に設置した第二浮魚礁

(三) 八丈島の東北東約一万六千メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十二分〇・一二秒、東経百三十九度五十七分三十・三〇秒の位置)に設置した第三浮魚礁

(四) 八丈小島の北西約八千七百メートル(アンカー設置位置は、北緯三十三度十分四十六・八六秒、東経百三十九度三十六分二十二・〇八秒の位置)に設置した第六浮魚礁

二 浮魚礁の漁場範囲は、次の区域とする。

(一) 第一浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

ロ 北緯三十三度三分三十六秒、東経百三十九度三十八分四十八秒の点

ハ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

ニ 北緯三十三度二分三十秒、東経百三十九度三十七分三十六秒の点

(二) 第二浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

ロ 北緯三十二度五十五分四十一秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ハ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十五分五十七秒の点

ニ 北緯三十二度五十四分三十五秒、東経百三十九度五十四分三十九秒の点

(三) 第三浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

ロ 北緯三十三度十二分三十三秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

ハ 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十八分九秒の点

二 北緯三十三度十一分二十七秒、東経百三十九度五十六分五十一秒の点

四 第六浮魚礁においては、次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの点を順次結んだ線によって囲まれた区域

イ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

ロ 北緯三十三度十一分二十秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ハ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十七分一秒の点

ニ 北緯三十三度十分十四秒、東経百三十九度三十五分四十三秒の点

(操業の制限)

三 浮魚礁の漁場範囲における操業の制限は、次のとおりとする。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用して操業をしてはならない。

(二) 平成三十一年二月一日から同年六月三十日までは、八丈支庁管内所属船舶による操業を優先とする。

(三) 操業は、日の出から日没までの間とする。

四 浮魚礁の漁場範囲における操業方法は、次のとおりとする。

(一) 操業方法は、ひき縄漁業及び一本釣り漁業(かつお一本釣りを除く。)に限るものとし、それ以外の網漁業、はえ縄漁業等の操業方法は、禁止とする。

(二) 複数の船舶が操業する場合は、互いに連絡を取り合いい、円滑かつ安全に操業するよう努めなければならない

い。

(三) 浮魚礁を基点に、その周囲を旋回してひき縄漁業を操業する場合は、船舶の旋回の方向は時計回りで行うものとする。

(四) ひき縄漁業を操業する場合は、トップ竿さきの使用は禁止とする。ただし、地元船舶は、かつお以外の操業時に限り使用することができる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、平成三十一年二月一日から平成三十二年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁業(こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三十一年一月二十五日

東京海区漁業調整委員会

会長 有元 貴文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(一) 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業(東京都

所属船舶については、総トン数十五トン以上の船舶を使用する操業)

(二) 夜間(日没から日の出までの間をいう。)の操業(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、

式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島

(大野原島を含む。)、御蔵島(蘭灘波島を含む。)、

八丈島(八丈小島を含む。)、青ヶ島、ペヨネース列岩、

須美寿島、鳥島及び嬭婦岩の各最大高潮時海岸線から千

五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上

の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次の

のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都 六十隻

神奈川県 八十隻

千葉県 四十隻

静岡県 五十二隻

その他の県 十八隻

(二) 承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(三) 操業報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、平成三

十二年四月二十八日までに、委員会が別に定める操業報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、平成三十一年三月一日から平成三十二年二月二十九日までとする。

公 告

低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱（平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号）第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成三十一年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成三十一年一月七日

別記一

グレードA A

認定番号

G A A一八三〇〇一

G A A一八三〇〇二

G A A一八三〇〇三

認定機器の種類

業務用給湯器

蒸気ボイラー

同右

代表型式の名称

P G | H 5 0 0 W S ほか一型式

S E | 2 5 0 0 A P G

S E | 1 0 0 0 A P G

申請者の氏名又は名称

パーパス株式会社

株式会社サムソン

同右

別記二

グレードA

認定番号

G A X一八三〇〇一

認定機器の種類

冷温水発生機

代表型式の名称

Q A G | W E 1 6 0 F T ほか三型式

申請者の氏名又は名称

パナソニック株式会社

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり  
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 南砂町ショッピングセンターSUNAM

二 店舗所在地 江東区新砂三丁目四番三十一号

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

四 意見

ア 聴取者 江東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十一年一月九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年一月二十五日から同年二月  
二十五日まで。ただし、東京都の休日に関  
する条例(平成元年東京都条例第十  
号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。  
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見  
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項

の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に  
供する。

平成三十一年一月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)オオゼキ松原店

イ 店舗所在地 世田谷区松原四丁目九百七十九番二  
ほか

ウ 設置者名 株式会社オオゼキ

(二)ア 店舗名 (仮称)スーパービバホーム東久留  
米店

イ 店舗所在地 東久留米市上の原一丁目三百三十三  
番二ほか

ウ 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式  
会社

(三)ア 店舗名 島忠ホームズ平井店

イ 店舗所在地 江戸川区平井六丁目一番三十八号

ウ 設置者名 株式会社島忠

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(三)までの店舗に係る届出に  
ついては、区市の意見に配慮すると  
ともに大規模小売店舗立地法第四条  
に基づく指針を勘案し、総合的に判  
断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十一年一月七日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振  
興課(新宿区西新宿二丁目八番一  
号)

四 縦覧期間

平成三十一年一月二十五日から同年  
二月二十五日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東京  
都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分  
まで。ただし、正午から午後一時ま  
でを除く。

都市計画事業の事業計画の変更について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規  
定により、次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十五日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

一 都市計画事業の種類及び名称 昭和二十八年建設省告示第千三百五  
十八号東京都市計画下水道事業東京  
都公共下水道

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在

収用の部分

昭和二十八年建設省告示第千三百五  
十八号、昭和三十三年建設省告示第  
九百八十三号、昭和三十五年建設省  
告示第八百五号、昭和三十六年建設  
省告示第八百十五号、昭和三十七年  
建設省告示第九十二号、昭和三十  
七年建設省告示第千二百五号、昭  
和三十三年建設省告示第千二百九十二  
号、昭和三十九年建設省告示第千三  
百八十号、昭和四十一年建設省告  
示第千八百七十一号、昭和四十六  
年建設省告示第千三百七十七号、昭和  
四十八年建設省告示第千五百六十七号、  
昭和五十年建設省告示第千四百五十  
四号、昭和五十三年建設省告示第千五  
十七号、昭和五十五年建設省告示第  
千七百十号、昭和五十六年建設省告示  
第千六百四十号、昭和五十七年建設省  
告示第千三百三十四号、昭和五十九年  
建設省告示第千三百号、昭和六十年建

備考

一 事業計画の変更  
認可の告示 平成三十年関東地方整備局告示第  
二百五十九号

使用の部分

変更なし

設省告示第千三百三十号、昭和六十二年建設省告示第百一十一号、昭和六十二年建設省告示第百二十九号、平成元年建設省告示第千九百二十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第千七百八十一号、平成五年建設省告示第千六百九十七号、平成六年建設省告示第千二百三十三号、平成七年建設省告示第千一百三十三号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第千二百四十八号、平成十一年建設省告示第千九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四十四号、平成十三年関東地方整備局告示第百三十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第百六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第百六十六号、平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号及び平成三十年関東地方整備局告示第百六十三号の事業地のうち、千代田区神田和泉町地内において事業地を削る。

二 事業施行期間

昭和二十八年十月十二日から平成三十六年三月三十一日まで

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001